

松井畳店不当労働行為救済申立事件 (令和5年(不)第1号事件)の命令書交付について

奈良県労働委員会(会長:飯田誠)は、令和7年1月8日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、以下のとおりです。

【命令のポイント】

～令和5年7月6日の第1回団体交渉時及びそれ以降本件申立てまでの間における団体交渉申入れに係る会社の一連の対応が不当労働行為に該当するとした事案～

令和5年7月6日の第1回団体交渉時及びそれ以降本件申立てまでの間における団体交渉申入れに係る会社の一連の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するため、会社は、組合が次の事項について団体交渉を申し入れたときは、誠実に応じなければならない。

(1) A1組合員及びA2組合員の懲戒処分に関する事項

(2) A2組合員に対する給与の手当の変更及び令和5年6月分給与の供託に関する事項

また、会社が同様の行為を繰り返さないように文書の手交を命じる命令を発する。

1 当事者

(1) 申立人

奈労連・一般労働組合(以下「組合」という。)

所在地:奈良市 組合員数:300名(令和6年8月時点)

(2) 被申立人

株式会社松井畳店(以下「会社」という。)

所在地:生駒市 従業員数:10名(令和6年8月時点)

2 事案の概要

本件は、会社が組合のA1組合員を令和5年5月25日付けで、A2組合員を同年8月19日付けで、それぞれ懲戒処分にしたことが、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であるとして、また、同年7月6日の第1回団体交渉において、会社が、具体的な資料を示さずに懲戒処分の正当性を主張したこと、その際に組合から懲戒処分の事由に係る会社の説明に対して何ら弁明がなかったこと等を理由としてその後の団体交渉を拒否したことが労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、同年10月2日、組合が当委員会に救済を申し立てた事案である。

3 命令の概要

(1) 命令主文(要旨)

ア 会社は、組合が次の事項について団体交渉を申し入れたときは、誠実に応じなければならない。

(ア) A 1 組合員及びA 2 組合員の懲戒処分に関する事項

(イ) A 2 組合員に対する給与の手当の変更及び令和 5 年 6 月分給与の供託に関する事項

イ 会社は、組合に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

「令和 5 年 7 月 6 日の第 1 回団体交渉時及びそれ以降本件申立てまでの間における団体交渉申入れに係る当社の貴組合への一連の対応が、奈良県労働委員会において、労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。」

ウ その余の申立てを棄却する。

(2) 判断の要旨

ア 争点 1 (会社が A 1 組合員及び A 2 組合員を懲戒処分にしたことは、労働組合法第 7 条第 1 号の不当労働行為に該当するか。)

(ア) A 1 組合員

会社が A 1 組合員を懲戒処分にしたのは令和 5 年 5 月 25 日であり、会社が A 1 組合員が組合員であると認識した同年 6 月 12 日より前であることから、会社は A 1 組合員が組合員であることを理由として懲戒処分を行ったものであるとは認められない。

また、組合は、A 1 組合員の懲戒処分について、説明もなく、反論や弁明の機会もないような異常な方法で行われたものであり、組合員であることを理由として行われた処分であると主張しているにもかかわらず、会社が A 1 組合員を懲戒処分にする前に同人が組合員であったことを知り得たと認めるに足りる事情、及び本件懲戒処分が組合員であることを理由とした不利益取扱いであることの根拠を明らかにせず、この点に係る当委員会からの求釈明に対する回答書においても、組合は、自らの主張を補充し、証拠を提出することがなかった。

(イ) A 2 組合員

組合は、A 2 組合員の懲戒処分について、説明もなく、反論や弁明の機会もないような異常な方法で行われたものであり、組合員であることを理由として行われた処分であると主張しているにもかかわらず、本件懲戒処分が組合員であることを理由とした不利益取扱いであることの根拠を明らかにせず、この点に係る当委員会からの求釈明に対する回答書においても、組合は、自らの主張を補充し、証拠を提出することがなかった。

(ウ) 以上のことから、会社が A 1 組合員及び A 2 組合員をそれぞれ懲戒処分にしたことは、労働組合法第 7 条第 1 号の不当労働行為に該当するとは認められない。

イ 争点 2 (令和 5 年 7 月 6 日の第 1 回団体交渉時及びそれ以降本件申立てまでの間における団体交渉申入れに係る会社の対応は、労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当するか。)

(ア) 会社は第 1 回団体交渉後の団体交渉申入れを拒否したことについて、第 1 回団体交渉時に組合が、議題にあった A 1 組合員の懲戒解雇の事由に係る会社からの説明に対し、弁明を一切せず、今後の方針を全く開示しないまま、声高に話をするだけであり、継続的な交渉の意味がないものと受け止めざるを得ないこと、また本件問題は民事・刑事上の問題として取り扱われるべき案件であることを理由にその後の団体交渉を拒否したものであると主張する。

(イ) しかし、①組合が会社から合理的とはいえない理由で資料の提示を拒否されて

おり、弁明に必要な資料が確認できていなかったこと、②組合が会社の主張のとおり声高に話していたとしても、それは直接的には団体交渉において会社が組合軽視と取られかねない言動を行ったことに起因するものであること、③訴訟手続の係属中は、団体交渉を停止しなければならない旨を定めた法令はなく、組合と会社との間に別段の取決めもないのであるから、そのことを理由として団体交渉を拒否することはできないこと、④労使間の議論が平行線をたどり、行き詰まっていたといえるような事情は認められないことを考慮すれば、令和5年7月6日の第1回団体交渉時及びそれ以降本件申立てまでの間における団体交渉申入れに係る会社の一連の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

ウ 救済の方法

令和5年7月6日の第1回団体交渉時及びそれ以降本件申立てまでの間における団体交渉申入れに係る会社の一連の対応は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。よって、主文アのとおりとすることとした。

組合は謝罪文の掲示を求めているが、諸般の事情を総合勘案して、文書の手交で足りるものと判断し、主文イのとおりとすることとした。

4 命令書交付までの経緯

- ・申立年月日 令和5年10月2日
- ・命令書交付日 令和7年1月8日

<参考>

- 命令に不服がある場合、当事者は次のいずれかの手続をとることができる。
 - ・中央労働委員会に再審査申立て（命令書交付日から申立人及び被申立人とも15日以内）
 - ・奈良地方裁判所に取消訴訟を提起（命令書交付日から被申立人30日以内、申立人6か月以内）

<別添資料>

- 参考1 不当労働行為について
- 参考2 不当労働行為の審査について
- 参考3 不当労働行為事件審査手続の流れ